

第12回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 15:00~16:45

2. 開催場所 役場本庁2階 庁議室

3. 出席委員 (18名)

早川 忠博 会長	友清 茂利 委員
平山 正和 会長代理	上野 弘 委員
山本 容子 委員	松本 一彦 委員
伊藤 幸市 委員	川波 邦臣 委員 (欠席)
村井 辰男 委員	内堀 誠 委員
高倉 博行 委員	平田 英司 委員
行武 太恵子 委員	平山 忠志 委員
内藤 茂正 委員	有田 和豊 委員
山下 英次 委員	倉掛 誠 委員
井上 治康 委員	

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 令和5年3月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

議案第5号 農地法第3条下限面積(別段の面積)の廃止について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

上野 弘 委員、 松本 一彦 委員

7. 事務局出席者

事務局長 堀内 明、 係長 徳永 理恵、 真鍋 翔太

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和4年度第12回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、13番川波委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は定員19名中18名で過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。
会長	議事録署名人の指名をいたします。11番 上野委員と12番 松本委員にお願いします。
事務局	よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。
議長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号15を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ、委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書5ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。 (報告第2号 番号1～番号4を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。

	(質問なし)
議 長	ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 令和5年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書7ページをお開きください。 議案第1号 令和5年3月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。
	(議案第1号を読みあげる)
事務局	以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。
議 長	議案第1号 令和5年3月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをお開きください。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。
	(番号1を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図2ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、12ページの調査書の番号1をご覧ください。この件に関しまして、農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申し上げます。
議 長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 1 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 2 号の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。
	(番号 2 を読みあげる)
事務局	場所につきましては、別紙の配置図 3 ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、1 2 ページの調査書の番号 2 をご覧ください。この件に関しまして、農地法第 3 条第 2 項各号いずれにも該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上ご提案申しあげます。
議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 2 について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。
	(質問なし)
議 長	質問がないようですので、採決に移ります。 議案第 2 号の番号 2 に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議 長	議案第 2 号の番号 2 は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 1 3 ページをお開きください。 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 4 条知事許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求めます。
	(番号 1 を読みあげる)
事務局	引き続き補足事項につきまして、説明いたします。申請人は、現在隣接する宅地に居住しておりますが、老朽化に伴い住み替えを行うため、申請地に建築面積 3 4.6 9 坪の自己用住宅を建築する計画となっております。申請地南側に接道がありますが、道路幅が狭いので、〇〇番についてはセットバックをされる部分について、すでに分筆が行なわれているものでございます。なお、他の法令の許可等については、ありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可となっております。 一般基準につきましては、申請の目的、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。
議 長	議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。現地調査を行った結果について、担当委員より追加説明など報告がありましたらお願いします。
1 6 番	申請人の所有する農地に新しく家を建て、住み替えるとのことでした。

議 長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内藤委員、倉掛委員 場所につきましては、別紙の配置図、7ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内藤委員、倉掛委員 場所につきましては、別紙の配置図、8ページをご覧ください。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p>
9 番	<p>3条とあっせんは、どのように決まっているのですか。</p>
事務局	<p>まず、あっせんができる農地というのは農振農用地が対象です。3条で話が来ても、あっせんができるかどうかをまず確認しています。農振地域でない場合、あっせんはできないので、その場合は3条での申請になります。農振地域でない農地というのは基本的に圃場整備されていない農地となります。売り手さんにとって有利なあっせんを使えるのであれば、事務局としてもあっせんを勧めています。</p>
9 番	<p>今回3条で申請されている農地は農振地域ではなかったということですか。</p>
事務局	<p>農振地域ではなかったので、3条での申請になったと思われれます。</p>
9 番	<p>農振地域ではないということは転用が可能な農地ということですか。</p>
事務局	<p>農振ではない場合、第1種、第2種、第3種と農地の種別があるのですが、転用が可能かどうかは、条件によって変わってきます。農振地域に比べれば、転用の可能性はあります。</p>
16番	<p>あっせんというのは中間管理を通さないとできないのですか。</p>

事務局	<p>あっせんというのは、中間管理を通した売買です。農地を農地として売買する場合、3条での個人対個人の売買と、あっせんでの中間管理を一旦通しての売買の2通りあります。中間管理での場合は、農地が農振農用地であり、買い手が一定以上の農地を耕作されている方というのが条件です。売り手から中間管理へと売買を行い、一旦中間管理が保有し、そこから買い手へと売り渡す、という流れがあっせんの方法となりますので、多少時間がかかります。</p>
16番	<p>転用はできるのですか。</p>
事務局	<p>農振農用地は基本的に転用のできない農地となります。特に、あっせんを使って売買を行った農地については、転用したり、売買後すぐに他者へ貸したりといったことはしない、あくまで自身で耕作するために購入するというのが前提となっています。</p>
議長	<p>その他、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第5号 農地法第3条下限面積(別段の面積)の廃止について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書15ページをお開きください。</p> <p>議案第5号 農地法第3条下限面積(別段の面積)の廃止について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法の一部改正により、農地法第3条第2項第5号に規定する面積要件が廃止されたため、令和4年5月の総会で承認され設定していた別表1の下限面積(別段の面積)を廃止することについて、審議を求める。</p> <p>補足説明をいたします。今までは、農地法第3条第2項第5号に、農地の権利を取得しようとする者、つまり農地を購入しようとする場合は50a以上耕作していなければならないという下限面積が設定されておりました。</p> <p>また、山間地等においては市町村で別段の面積を設定することもできるということで、本町においては榑木・三箇山・黒岩地域においては30aという別段の面積を設定しておりましたが、今回、農地法の一部改正により、この条文が廃止され、購入の際の下限面積が廃止されたため、今まで設定しておりました筑前町としての面積要件も廃止するためのご提案でございます。</p> <p>今回の法改正の主たる内容は、農業者の減少・高齢化が加速化する中においては、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から面積要件を廃止したものであるということです。</p> <p>ただし、面積要件は廃止されましたが、改正後においても、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うこと、耕作に必要な農作業に常時従事すること、購入者が農地取得後に行う事業の内容、位置、規模からみて効率的かつ総合的な利用の確保に支障がない、など、今まで確認をしていたものについては引き続き確認していく必要があります。</p> <p>今までは、農地購入の特に大きな判断要件として下限面積の50aというのがありました。それがなくなるということは、逆に言えば、農業をやっている人、やろうとしている人であれば、誰でも買ってしまうという状況にもなってしまいますので、遊休農地の増加や開発の乱発など、懸念されている問題もあります。なので、3条申請があがってきたときには、今まで以上に農業委員さんはしっかり話を聞いていただき、許可後その農地がちゃんと耕作されているかなど確認をしてい</p>

	<p>ただきたいと思っておりますのでお願いいたします。</p> <p>以上、ご提案申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第 5 号 農地法第 3 条下限面積（別段の面積）の廃止について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p>
9 番	<p>心配しているのは、耕作するという話で購入したのに実際には耕作されず、耕作放棄されてしまうことです。そういった対策はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>下限面積の廃止に関して国は、後継者が少ない中で少しでも意欲のある人に広げようという考え方とのことです。町で独自に基準を設けることも、法律があるわけではないので適当ではないとの回答があります。縛りのない状態のため、判断が難しくなっていくと思われまます。そのため、購入希望の方とはよくよく話をし、総会等でも説明してもらい、トラブルの無いようにしていくしかないと考えています。</p>
7 番	<p>施行日は 4 月 1 日ですか。宅地付きの農地など、今までは宅地は買えても農地が買えないという人がいましたが、そういう人も 4 月 1 日以降は 3 条の申請をすれば購入が可能ということですか。</p>
事務局	<p>宅地に付随する農地の購入に関して、下限面積の撤廃により、面積についての要件はなくなります。ですが、農業を行うことが購入の条件であることは変わりませんので、その農地でどんな作物を作るのか、どうやって農業を行うのかの聞き取りを行い、3 条申請をしてもらうこととなります。</p>
議 長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>（質問なし）</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 5 号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>議案第 5 号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第 5、次第 6、次第 7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第 5 その他</p>
事務局	<p>次第 6 今後の日程について</p>
事務局	<p>次第 7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願いします。</p>
会長代理	<p>これもちまして、第 1 2 回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">1 6 : 4 5 終了</p>